

令和5年第4回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和5年12月5日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司一
4番	齊藤進	9番	川野伸隆
5番	園田義宣	10番	境野文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第1号

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 議席の一部変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議長報告
- 日程第6 所信表明
- 日程第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第8 同意案第5号 名誉町民の選定について
- 日程第9 議案の上程及び提案理由の説明
 - 1 議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）
 - 2 議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）
 - 3 議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 4 議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第48号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
 - 8 議案第51号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第52号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
 - 10 議案第53号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第54号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第55号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
 - 13 議案第56号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第57号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について
 - 15 議案第58号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）
 - 16 議案第59号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 17 議案第60号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 18 議案第61号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 19 議案第62号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
 - 20 議案第63号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（森田義雄君） 荒木前町長が亡くなられて初めての議会ですので、開会に先立ちご冥福を願い黙祷を捧げたいと思います。できますならば、傍聴の皆様もご協力をお願いします。ご起立ください。黙祷。お直りください。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。改めまして、おはようございます。令和5年第4回嘉島町議会定例会に全議員さんに出席をいただきまして、ありがとうございます。また、先月執行されました町議会補欠選挙において当選をされましたお二人の議員さんには今後のご活躍を祈念いたしております。

新型コロナが5類に移行し行動制限がかなり緩和されましたが依然としてコロナの新規感染者が出ております。また、インフルエンザの患者数が過去最も早い時期に警戒レベルを超え医療現場からは今後の動向は予想がつかないとの戸惑いの声が上がリ、薬剤等が不足し本来の解熱剤等貰えず代用薬を処方する例も多数出ていると聞きます。これから、年末年始の多忙な時期を迎えますので、体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。

それでは、始めたいと思います。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....

日程第1 議席の指定

○議長（森田義雄君） 日程第1 議席の指定を行います。

本件については、去る11月19日執行の嘉島町議会議員補欠選挙において当選されました、議員の議席を指定するものです。議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名します。議席番号1番に、春日 公和議員、議席番号5番に、園田 義宣議員をそれぞれ指名します。

.....

日程第2 議席の一部変更

○議長（森田義雄君） 日程第2 議席の一部変更を行います。

本件については、ただいまの議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものであります。変更となる議席番号及び氏名を、事務局長に朗読させます。

○事務局長（石坂英一君） それでは、朗読します。議席番号、議席氏名の順に朗読します。1番 春日 公和議員、2番 木下 武議員、3番 穴井 智子議員、4番 齊藤 進議員、5番 園田 義宣議員、6番 森下 文夫議員、7番 満田 和浩議員、8番 増岡 司議員、9番 川野 伸一議員、10番 境野 隆文議員、11番 森田 義雄議長、以上でございます。各自議席の移動をお願いします。

.....

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番 境野 隆文議員、1番 春日 公和議員を指名します。

.....

日程第4 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第4 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

.....

日程第5 議長報告

○議長（森田義雄君） 日程第5 議長報告となっております。

一部事務組合議会の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されております。

なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願い申し上げます。9月から11月までの例月現金出納検査結果については、監査委員から報告書が提出されております。

また、閉会中に議会構成の一部変更を行いました。総務常任委員会に春日議員、経済厚生常任委員会に

園田議員、総務常任委員会から建設常任委員会に川野議員の所属の変更を行いました。また、経済厚生常任委員会、建設常任委員会の委員長の互選が行われ、経済厚生常任委員長に増岡議員、建設常任委員長に満田議員が就任しました。

よって、議会運営委員に増岡議員、満田議員を指名しました。また、9月定例議会以降議長において出席した行事等については、別紙のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 所信表明

○議長（森田義雄君） 日程第6 町長が所信表明を行います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。この度、嘉島町長に就任しました鍋田でございます。何卒よろしくお願いたします。ただいまから、所信表明を行います。

荒木泰臣前町長は、10期37年もの長きにわたり、嘉島町の発展に力を注がれてきました。偉大なりーダーの後を引き継ぐ責任の重さをひしひしと感じているところです。荒木前町長のご冥福をお祈りするとともに、荒木前町長が目指されていた町づくりを更に発展させ、残された課題の解決に向け、新たな視点で向き合っていきたいと思ひます。

私自身12年余り議員生活を続けてまいりました。この活動を通じて、お会いした町民の皆様から、さまざまな要望やご意見を伺い、対話を重ねるなかで、この町をよりよくしたいとの思いを強くいたしました。

町長選の公約では、子供や高齢者に優しい町づくりを一番に掲げました。具体的には給食費の完全無償化の実現をお示したところです。給食費無償化に取り組む自治体は全国的に増えてきております。先行事例をしっかりと研究し、実現を目指したいと考えています。また子供たちが安心して登下校するための通学路の安全対策も進めていきたいと考えています。高齢者の方が主に利用されている乗合タクシーゆうすいGOについても、町民の皆様のご意見を反映させながら、利便性を高めていきたいと考えています。そのほかに、農業所得の安定や交通渋滞の緩和、災害に強く、自然と調和した町づくりにも力を注いでいきます。

町政の根本には、開かれた透明性のある行政を据えています。具体的には、町民の皆様が役場に気軽に相談に来ることができる体制を整えたいと思っております。町民の皆様の声をしっかり聴き、町政に反映させていきます。若い人から高齢者の方まで嘉島町で暮らしてよかった、嘉島町で暮らしたいと心から思える町づくりを目指します。町民を代表する議会の皆様方の町政についての思いや考えを伺いながら、町政運営に反映させていきたいと思ひます。私ども町執行部に対し、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願ひして、私の所信表明といたします。

○議長（森田義雄君） これで鍋田町長の所信表明を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 専決処分の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第7 報告第5号 専決処分の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第5号 専決処分の報告について

公共工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月5日提出 嘉島町長 鍋田 平

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約目的 | 嘉島中学校体育館屋根改修工事 |
| 2 契約金額 | (変更前) 73,268,800 円 |
| | (変更後) 74,280,800 円 |
| | (変更増額) 1,012,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 上益城郡御船町滝尾351
有限会社 竹本総合建設
代表取締役 竹本 直五 |
| 4 専決日 | 令和5年9月8日 |

参考として「公共工事請負変更契約書」の写しを添付しています。

○議長（森田義雄君） 以上で報告第5号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第8 名誉町民の選定について

○議長（森田義雄君） 日程第8 同意案第5号 名誉町民の選定について町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第5号 名誉町民の選定について、下記の者を嘉島町名誉町民に選定したいので、同意を求めます。

記

氏名 荒木 泰臣

生年月日 昭和21年10月10日生

令和5年12月5日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 荒木泰臣氏を嘉島町名誉町民に選定したいので、嘉島町名誉町民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

参考資料として「町長歴」と「主な役職略歴」を記載しています。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は、町長より提案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第5号 名誉町民の選定については、同意することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第9 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（森田義雄君） 日程第9 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）

議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）

議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について

議案第58号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）

議案第59号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）

以上20件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 12月になりまして、一気に寒さが増してきたような感じがします。また、インフルエンザが流行していますので、感染しないように健康管理に努めていただきたいと思います。今回令和5年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆さんには全員参集いただきまして誠にありがとうございます。嘉島町の発展のために一生懸命取り組んでまいりますので議員の皆様のご協力をご指導をよろしくお願いいたします。それでは、提案理由の説明の前にこの1年間を振り返り、そして9月以降の主な出来事についてご報告させていただきます。町政報告事項1年間主な事業でございます。

新型コロナウイルス感染症対策については、5月8日季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されたことに伴い、これまでの法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、町民の皆様の自主的な取り組みを基本とする対応に転換することとなりました。新型コロナウイルスワクチン接種については、引き続き自己負担なく実施しており、従来の集団接種から町内医療機関等による個別接種へ移行し、高齢者等重症化リスクの高い方を対象に、5月8日から9月19日まで追加接種を実施しました。また、9月20日からは、令和5年秋開始接種として、5歳以上のすべての方を対象に、最近流行中の派生株に応じたオミクロン株XBB.1.5ワクチンの接種を実施しております。引き続き、感染状況や国の動向を注視しながら新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

乗合タクシーゆうすいGOについては、今年2月より運行を開始し、現在利用登録者数は187名で1か月の平均利用者数は105名となっております。日常生活における移動手段のひとつとして、重要な役割を担うことが期待されていますので、利用者の声に耳を傾けつつ、より多くの方に利用いただけるよう今後も事業に取り組んでまいります。

低所得者の子育て世帯ひとり親以外に対する特別給付金については、特別給付金児童1人当たり5万円の初回振込を令和5年5月31日に行いました。これまで延べ64世帯、対象児童者数138名に690万円の振り込みが完了しております。また、児童扶養手当受給者ひとり親世帯には、県から自動的に特別給付金児童1人当たり5万円が振り込まれております。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金については、価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の初回振込を令和5年7月20日に行いました。これまで延べ839世帯2,517万円の振込が完了しております。

令和5年度産の米、麦、大豆の作付については、本年度から、水稲と転作作物の作付割合を3:7に変更したことにより、水稲199ha、大豆454ha、裏作の小麦は617haの作付となりました。水稲については県が奨励する、くまさんの輝きを作付し、自然災害の影響が少なく、品質も良好で収量についても増となっております。大豆におきましても12月2日まで刈取りを行い、昨年より品質も良好で収穫量も増となっております。小麦については、収益の高いミナミノカオリを100%作付し、農家の所得向上につながっております。

小中学校施設整備については、児童生徒数の増加に伴い、今年度は、校舎増改築工事とエレベーター設置工事の実施設計を行っております。来年度より順次、工事に着手する予定で、各種協議を進めております。

簡易水道及び下水道事業については、11月末時点の簡易水道利用状況は、84世帯の281名となっております。水質に異常なく安全、安心な水を供給中です。嘉島東部台地土地区画整理事業ゆうすいの杜と進捗状況と合わせるため、本年度中の工事は実施しておりませんが、次年度の準備として現在、北甘木既存集落の測量設計を実施しております。下水道事業の整備状況は、令和5年3月31日現在で、全体計画面積452.6haに対し、整備済み面積が264.6haで整備率は58.5%です。また、接続率は供給開始区域内人口7,748人に対し、接続人口が6,374人で82.3%となっております。

地籍調査事業については、平成24年度に着手して、今年で12年目になります。令和5年3月31日現在、河川を除く調査対象面積14.35km²に対して8.25km²の調査が終わり、進捗率は57.5%となっております。今後におきましても、地権者の方のご協力をいただきながら、順次事業を進めてまいります。

町政報告ですけれども、9月以降についてお知らせいたします。

嘉島町名誉町民の顕彰については、嘉島町政を10期37年にわたってけん引され、町の発展に尽力をされた前町長の荒木泰臣さんが10月27日に死去されました。ご冥福をお祈りいたします。荒木前町長は、サントリー九州熊本工場をはじめとする企業や大型ショッピングセンター現イオンモール熊本など商業施設誘致を推進。水害常襲地帯から脱却にも取り組まれました。1990年に約7,300人だった人口は、昨年8月に1万人を突破いたしました。また全国町村会会長、県町村会会長を長く務め、国政や県政に地方の声を届け続けられました。その偉大なる功績を顕彰するため、嘉島町名誉町民に選定したいと考えております。選定については議会の皆様の同意が必要で、本定例会に議案を提出させていただきます。荒木前町長の功績をたたえ、熊本県が内閣府へ叙勲旭日重光章の要望をされ、11月24日に受章が閣議決定されました。12月14日に県庁で蒲島知事より、ご遺族の方へ叙勲の伝達が行われます。なお、来年の2月には荒木前町長とご縁があった多くの方々にお集まりいただき、お別れの会を計画しております。

プレミアム付商品券事業第4弾については、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活の緊急支援とし、嘉島町内の事業所・店舗で使用できるプレミアム付商品券事業第4弾を実施しました。11月に販売を行い、有効期限は来年1月末までとなっております。物価高騰の影響を受けている家計負担を軽減し、地域経済の活性化を図ります。

麦・大豆生産技術向上事業については、麦・大豆の生産性向上の推進、営農技術の導入、生産拡大を支援する事業で、今年度は担い手へ機械導入を支援することになりました。導入機械として、トラクター等で事業総額約3,450万円に対し、約1,570万円の交付決定を受けており、今年度中の導入を予定しております。

化学肥料低減定着対策事業については、ウクライナ情勢等で肥料価格が高騰するなか、農業における科学肥料の使用量低減に寄与する仕組みに対し支援を行う事業です。町内で問題になっている大豆の収量低下対策にも期待される堆肥散布及び耕畜連携に対し、地域農業再生協議会を通じて事業を展開しています。本事業は、農業者46名が取り組んでおり、11月1日現在の状況として、取組圃場面積約81haに対し交付金400万円の支援を予定しております。

東部台地土地区画整理事業ゆうすいの杜の進捗状況については、令和3年度から販売を開始してまいりました1-2工区につきましては、保留地40区画、民有地23区画の整備を進め、合計63区画において販売が完了いたしました。次期工区につきましては、活断層等の影響による事業計画の変更に伴う法定手続きが11月に完了しており、今後は次期工区の仮換地設計を行い、地権者等への周知説明を実施し、来年度中に造成工事に着手する予定でございます。

中学校屋根改修工事については、老朽化した中学校体育館屋根の改修工事葺き替え改修は、授業に影響がないように夏休みを中心に工事を行い、10月11日に竣工しました。

簡易水道については、現在、全国的に問題となっている有機フッ素化合物は、本町の水源においても検出されましたが、国が設定している目標値には下回る結果でした。今後も国の動向を注視し、適正に対応していきます。

社会教育関係イベントについては、ジョイフルスポーツかしま2023を11月12日に開催しました。4年ぶりの開催でしたが、多数の町民の方々に参加をいただき、盛会のなかにおえることができました。併せて、第1回嘉島町ロードレースを開催しました。9月開催の熊本県民体育祭菊池地域・山鹿大会は、2週にわたり分散開催されました。また、12月10日に上益城郡対抗駅伝大会が予定されており、郡市対抗熊日駅伝は、女子が1月28日、男子が2月10日に開催予定となっております。第19回人権を考える町民の集いを12月9日に、二十歳を祝う会を来年1月7日に、いずれも町民会館ホールアクアにて開催する予定でございます。

続きまして、提案理由の説明を行います。

○議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第5号)」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年10月2日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第6号)」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年10月12日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

個人番号を利用する事務に子ども医療費の助成に関する事務を追加するとともに、当該事務において利用することができる特定個人情報等を定めることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第48号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第51号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第52号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上5件の議案につきましては、令和5年の人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第53号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正については原則として令和6年1月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第54号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法に基づき内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第55号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第56号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件の議案につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

○議案第57号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について

町道認定について承諾したいので、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めます。

○議案第58号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,526万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億906万1千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第59号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,124万5千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1

表「歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第60号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,513万円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第61号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,238万5千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第62号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益に168万円、第2項 営業外収益に6千円追加し、総額を5,492万9千円としました。

支出においては、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用に202万円、第2項 営業外費用に20万円追加し、総額を5,466万3千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費に2万円追加し、1,226万9千円としました。

なお、収益的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第63号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益に1万2千円追加し、総額を4億6,839万5千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業外費用に34万9千円追加し、総額を4億725万1千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債に1,800万円、第4項 国庫補助金に2,000万円追加し、総額を4億2,550万円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費に4,117万9千円追加、第2項 企業債償還金を92万5千円減額し、総額を6億1,607万8千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費に117万9千円追加し、2,009万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、明日6日は、議案調査のため休会、次会は7日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集ください。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前10時51分

令和5年12月6日(水曜日)

休会

令和5年第4回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和5年12月7日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司一
4番	齊藤進	9番	川野伸隆
5番	園田義宣	10番	境野文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第2号

日程第1 所信表明に対する質疑

日程第2 一般質問

日程第3 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第5号)
- 2 議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第6号)
- 3 議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 4 議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第48号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 8 議案第51号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第52号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 10 議案第53号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第54号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第55号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 13 議案第56号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第57号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について
- 15 議案第58号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第7号)
- 16 議案第59号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 17 議案第60号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 18 議案第61号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 19 議案第62号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 20 議案第63号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第4 議員提出議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

議員提出議案第2号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第5 議員派遣の件について

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第7 益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙

日程第8 御船地区衛生施設組合議会議員の補欠選挙

追加日程第1 同意案第6号 教育委員会の委員の任命について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和5年第4回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 所信表明に対する質疑

○議長（森田義雄君） 日程第1 町長の所信表明に対する質疑となっておりますが、双方で協議の結果、日程から除外することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第2 一般質問となっております。一般質問については2名の議員から通告がっております。まず、5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。5番、園田です。

子供のインフルエンザ予防接種費用の一部助成と、新型コロナワクチンの任意接種の助成についてお尋ねいたします。インフルエンザに感染した場合、小学校低学年以下の子供は稀に急性脳炎を伴うことがあると言われております。子供の重症化防止と子育て世代への負担軽減を図るため、令和3年12月議会で質問しました際に、本町の財政状況を踏まえながら検討したいとの回答がありました。上益城郡内では、益城町と山都町が子供のインフルエンザ予防接種の一部助成を実施していますが、本町ではどのようにお考えでしょうか。また、新型コロナワクチン接種については、全額公費負担が令和5年度で終了となり、任意接種の場合は全額個人負担となる模様ですが、ワクチンの価格は米ドルで115ドル、日本円で約1万7,000円と、高額になると報道されております。定期接種対象者以外の住民に対する公費助成の有無についてもお尋ねいたします。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○町民保険課長（吉本博志君） おはようございます。町民保険課長の吉本です。よろしく申し上げます。

5番、園田議員の質問にお答えします。感染症対策については、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に注力してまいりました。インフルエンザについては、コロナ対策でここ数年流行が抑えられ、免疫を持たない人が多いことが原因とみられる流行が続いており、本町の小中学校においても、10月中旬から学級閉鎖や学年閉鎖が相次いでいる状況です。流行に備えてインフルエンザワクチンを接種することは、感染後の発症や発症した場合の重症化を防止するため、重要なことだと考えております。例年、任意で接種を受けている子育て世帯が多いこと、また、13歳未満の子供の場合、2回の接種が必要なことから、多子世帯等の経済的負担が小さくないことも承知しております。高齢者と同様に自己負担額2,000円として、18歳以下の方を対象に助成を行い、接種率が60%と仮定した場合、500万円程度の公費負担が必要になることから、他の子育て支援策に優先して直ちに導入することは難しい状況ですが、今後も子供のインフルエンザ予防接種費用一部助成の導入に向けて、より具体的に検討を進めてまいります。令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、65歳以上の高齢者等は定期接種、それ以外の方については任意接種とする方向で検討が進められていますが、現時点では国から詳細な情報が示されておりません。接種費用が高額になると考えられることから、任意接種に対する助成の導入は難しいと考えますが、今後も感染状況や国の動向を注視してまいります。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） ただいま、18歳以下の方を助成対象とした場合、500万円程度の公費負担が必要となるので、直ちに導入することは難しいとの回答でしたけれども、おっしゃるとおりインフルエンザは子供がかかると重症化するリスクがある病気と言われております。例えば18歳未満の子供さんの場合は2回のワクチン接種が必要となり、費用もかかりますので、例えばまずこの年代層から取り組むとか、助成金額を2,000円じゃなくてももう少し下げるとか、実現できるやり方を検討していただくことを望み、私の質問を終わります。以上です。

○議長（森田義雄君） 以上で、園田議員の質問を終わります。続いて、6番 森下 文夫議員の質問を許します。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（森田義雄君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） おはようございます。6番、森下です。

私からは、今後の農業の振興についてお尋ねいたします。質問の要旨として、令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が施工され、地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が法定化されました。地域計画とは、これまで守ってきた農地のうち、将来にわたって守るべき農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか、また、地域農業を支える環境をどのように維持、発展していくのか、農業者、農地所有者だけではなく、地域に関わる住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって地域の課題について話し合い、将来の農地の利用の姿を明確化し、実現することを目的としております。これを受け、町としてはどのような構想をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） おはようございます。農政課長の永田です。よろしくお願ひいたします。

6番、森下議員の質問にお答えいたします。嘉島町の農業は、これまで国の政策に合わせ、減反政策に対しましては農業者の所得安定・向上のためブロックローテーションを実施し、経営所得安定対策において認定農業者に対してのみ交付金が支払われるようになったときには農事組合法人かしま広域農場を設立し、兼業農家の皆様にも交付金を受け取れるよう、様々な施策を行ってまいりました。圃場整備におきましても古くから事業に着手し、その結果、現在では水田の基盤整備率が90%を超えており、水田利用率は183%となるまで拡大してきました。また、町内の遊休農地は764ha中約0.17%の1.3haにとどめることができ、これにより、県下でも有数の土地利用型農業の先進地となっております。また、今年度の米と大豆の生産面積割合は、昨年までの5:5から3:7に大幅に変更することができ、農業従事者の高齢化に対応するための省力化や農家所得の安定化を図ることができました。ご質問にありました、地域計画の策定についてですが、この地域計画とは、これまで守ってきた農地を次の世代に引き継ぐため、持続可能な農業経営を展開するうえで非常に重要な計画策定となりますので、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる町民等、幅広い関係者ととも一体となって話し合いを行い、魅力ある農業と農地利用の姿を明確化し、実現したいと考えております。今月中には現在担い手として位置づけられている認定農業者などを対象とした担い手協議会を設立し、その協議会で十分な協議を行い、年明けから集落説明会に入るとともに、農業委員、県支援チーム、JAかみましき、各土地改良区、農業会議、その他必要な団体等と入念な話し合いを行い、令和7年3月までには基盤整備事業も視野に入れた地域計画を策定したいと考えております。今後、将来の嘉島町の農業の在り方・農地利用の在り方を示す大変重要な計画となっておりますので、皆様方にもご理解・ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（森田義雄君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） ただいま、答弁の中で、地域計画の策定について具体的な取り組みとして、1つ目として、担い手の協議会の設立、協議会で十分な協議を行う。2つ目として基盤整備事業も視野に入れて取り組んでいきたいということでした。1つ目の担い手の協議会の設立について、以前からは認定農業者から、設立の声が多くあがっておりました。その背景として熊本県の市町村のなかで嘉島町だけが協議会がありません。組織団体を対象とする圃場事業も多く、ここの農業者が取り組める圃場事業は限定的なものでありました。また、農業政策への要望、意見等の働きかけが薄く、届きにくい状態も続いておりました。協議会の設立は農業振興のため重要なことだと思っております。早急な立ち上げをお願いしたいと思っております。2つ目の農地の基盤整備事業、これは農作業の効率化と生産性の向上に非常に有効な取り組みだと思っております。しかし、国の圃場事業であります町の負担、農業者の負担もあり、また、農地に関わる制度に制限がかかる恐れもあります。慎重に考慮し、取り組む必要があると考えております。地域計画では、必ず守られなければならない農地、そうではない農地、この線引きをしっかりと議論しなければならないと思っております。農業の環境を守るためには、現在の農業者だけではもう守っていけないという状況が近年、間近に迫っております。地域の皆様の全員の協力、また、いろんな方々の参加をいただいて、この地域計画の策定を進めていってほしいと思っております。以上で私の質問とさせていただきます。

○議長（森田義雄君） 以上で、森下議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第3 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第44号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第45号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第9号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第46号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第47号 嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 48 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 48 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 49 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） おはようございます。8 番、増岡でございます。お尋ねをいたします。

議案に人事院勧告を受け、国家公務員に準じた措置とございます。嘉島町特別職報酬等審議会条例によりますと、町長は議員の報酬の額、並びに町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くことになっております。その手続きは経てありますでしょうか。また、審議会からの答申はあっておりますか。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願いたします。8 番、増岡議員の質疑についてお答えいたします。

今回の改正につきましては、人事院勧告及び都道府県等の人事委員会勧告に基づくものであります。本条例を改正するには、嘉島町特別職報酬等審議会条例第 2 条に町長は議員報酬の額、並びに町長、副町長、及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くこととなっておりますので、11 月 13 日当審議会を開催され、諮問案のとおり認め、答申をいただきました。よって、本定例会へ上程いたしました。以上になります。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） 議席から、ありがとうございます。わかりました。

○議長（森田義雄君） はい。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 他にないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 49 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 50 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 50 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 51 号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） お尋ねします。先ほどと同様、人事院勧告を受け、国家公務員に準じた措置とございます。嘉島町一般職職員の給与水準について説明を求めます。つまり、国家公務員を 100 としたときの地方公務員の給与水準、通常、ラスパイレス指数と申しますけれども、嘉島町職員はどの程度の水準にあるのでしょうか。そこまででお願いいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 8 番、増岡議員の質疑にお答えします。

公務員のラスパイレス指数とは、給料月額を同一の基準で比較するため、国家公務員の給料月額を 100 とした場合、地方公務員の給料水準を示すものであります。質疑にあります、嘉島町職員のラスパイレス指数は、令和 4 年は 94.1 で、全国町村の平均は 96.3 です。以上になります。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） ラスパイレス指数についてはわかりました。次に新規採用職員は国家公務員に準じて給与の格付けが行われておりますが、社会人から本町職員に、つまり中途採用された職員は前歴換算は行われておりますでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 民間企業や他の官公庁で働いた経験のある者が本町職員に採用された場合は、一般職の職員の初任給、昇格、昇給に関する規則第 7 条第 2 項に基づき、経験年数換算表を引用して、前歴換算を行っております。以上です。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） 前歴換算についてはわかりました。

次に、職員の給与は生活給でございます。また、この嘉島町の町づくりの大きな人材でございます。経験年数と年齢に応じた標準的な給与水準を確保できますように努力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質疑を終わります。

○議長（森田義雄君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） ほかに質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 51 号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 52 号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 52 号 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 53 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 53 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 54 号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 54 号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 55 号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 55 号 嘉島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 56 号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 56 号 嘉島町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 57 号 御船町町道の路線認定に伴う承諾についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 57 号 御船町町道の路線認定に伴う承諾については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 58 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5 番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5 番（園田義宣君） 5 番園田です。議案第 58 号の嘉島町一般会計補正予算案の 15 ページに 9 款教育費 2 項小学校費のなかで、需用費のなかで、図書費（東小）、それから図書費（西小）ということで、両校合わせますと約 12,000,000 円程の補正が含まれておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長の中富です。5 番、園田議員の質疑についてお答えいたします。小学校費の図書費の内容についてということですのでけれども、4 年ごとに行われる小学校の教科書の改訂について、今年 8 月に小学校で使用する教科書を嘉島町教育委員会で採択を行いました。来年度から 4 年間採択した教科書を東西両小学校で使用いたします。それに伴い、来年度に向けての準備のため、新しい教科書に対応した指導用の教科書などを年度内に購入する必要があり、その費用を計上しております。以上でございます。

○議長（森田義雄君） ほかに質問。

○5 番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5 番（園田義宣君） ただいまの件については了解いたしました。

次に、同じく 17 ページの 9 款教育費 6 項保健体育費 12 節委託料として設計業務委託料約 4,000,000 円の金員が計上されておりますが、これについてお尋ねいたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） 社会教育課長の河原です。5 番、園田議員の質疑にお答えいたします。保健体育費委託料の 4,021,000 円につきましては、嘉島町民体育館のフロア上の屋根の雨漏りに対応した屋根改修設計のための業務委託料を計上させていただいております。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 7 号）についてお尋ねをいたします。一括してお尋ねをいたします。まず 10 ページでございます。3 款民生費からお尋ねをいたします。3 款民生費

1 項社会福祉費 2 目の老人福祉費 18 節負担金補助及び交付金 31,602,000 円、介護基盤緊急整備特例対策事業補助金ということで予定されております。この事業内容はどのような事業内容かお尋ねします。

次に、11 ページでございますが、3 款民生費児童福祉費 1 目の児童福祉総務費 22 節償還金利子及び割引料 25,413,000 円、児童福祉費国支出金返還金、県支出金返還金、合計しまして 25,413,000 円と計上されておりますが、この還付金につきましては還付加算金は付加されることはないのでしょうか。

同じく 11 ページでございます。4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 19 節扶助費 12,838,000 円、子ども医療費扶助ということで計上されております。まずお尋ねしたいのは、令和 5 年度の総額見込み額はいかほどになるかということと、財源の内訳です。そして、過去 3 年ほどの子ども医療費の推移の額がわかれば教えていただきたいと思っております。

次に、13 ページでございます。5 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費 18 節の負担金補助および交付金 6,713,000 円、天君農地防災ダム管理負担金がそのうちの 5,655,000 円計上されておりますが、天君ダムの改修の予定があるのでしょうか。お尋ねをいたします。

ただいま申し上げました質疑につきましては、款項目節ごとに順に担当課長の説明を求めます。お願いいたします。

○福祉課長（松本和美君） 議長。

○議長（森田義雄君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本和美君） おはようございます。福祉課長の松本です。よろしくお願いたします。8 番、増岡議員の質疑にお答えいたします。

まず最初に、3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目老人福祉費 18 節負担金補助及び交付金について説明をいたします。この介護基盤緊急整備特例対策事業補助金につきましては、国、県からの 100%の補助事業であり、美里町にある社会福祉法人千寿会が現在、御船町に悠優みふねを建築しており、その工程のなかで、美里町にある陽光園と嘉島町にある悠優かしまの 3 つの施設のシステムを統一するため、悠優かしまでは、ナースコール PHS 対応改善のための Wi-Fi を整備し、見守りセンサー等を導入し、介護職員の負担軽減をはかります。この補助金については以上になります。

○8 番（増岡司君） はい、わかりました。

○福祉課長（松本和美君） はい。

続きまして、3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 22 節償還金利子及び割引料についてご説明いたします。この返還金につきましては、国、県からの返還分の納入通知書が送付され、それに記載された期限までに納付が完了すれば延滞金等は発生しません。以上になります。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○町民保険課長（吉本博志君） 私からは子ども医療費扶助の予算の補正についてお答えいたします。子ども医療費の助成は、当初予算額 67,658,000 円に対して、10 月末時点で 46,495,000 円を支出しており、そこまでの実績を基に年間見込額を算出したところ、80,496,000 円となったため、予算不足が見込まれる 12,838,000 円の増額補正を行いました。審査支払機関に支払う手数料についても、同様に不足見込額 261,000 円を増額補正しており、それらの合計額 13,099,000 円の財源は、県補助金が 2,960,000 円、一般財源が 10,139,000 円となります。近年の助成額の推移ですが、令和 2 年度が 51,231,240 円、令和 3 年度が 58,893,587 円、令和 4 年度が 67,706,183 円となっており、増加傾向が続いております。以上になります。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） 8 番、増岡議員の 5 款農林水産業費の補正内容についてお答えいたします。天君ダムは緑川水系木山川支流矢形川の洪水氾濫による湛水被害から熊本市、御船町、嘉島町、及び益城町の農地 1,340ha を守るため、熊本県が昭和 45 年に設置しており、設置後 50 年が経過しております。また、これまで平成 11 年と平成 21 年に更新事業を実施してきましたが、ダムの躯体や機械・電気設備の多くが耐用年数を迎えている状況となっております。このため、県が令和 4 年に施設更新の計画策定に向けた基礎調査に着手しておりますが、令和 5 年 7 月の梅雨前線豪雨の影響等も重なり、早急な対応が必要となったため、今回の補正となりました。補正内容としましては、流木の撤去費用の追加予算としまして、1,050 万円のうち嘉島町の負担割合 19.35%の 2,031,750 円、予備エンジン改修等の事業費 26,000,000 円のうち、嘉島町の負担割合 13.932%の 3,622,320 円を合わせた合計 5,654,070 円の補正となっております。以上になります。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） 担当課長には、ありがとうございます。子ども医療費についてでございますけれども、令和 5 年度の医療費予定支出額が約 80,000,000 円ということでございます。子ども医療費無償化が実施され、大きな金額となって推移しております。一度無償化したものは止めることはできず、年数を追うごとに高額となっている状況でございます。課長にお尋ねいたしますけれども、嘉島町が無償化 18 歳までとなったのは確か令和 4 年度からだったと記憶しますが、いかがでしょうか。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○町民保険課長（吉本博志君） お答えします。本町は令和 4 年 4 月 1 日からそれまで 15 歳までとなっていた助成対象を 18 歳までと拡大しております。以上になります。

○8 番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8 番（増岡司君） 議席から、ありがとうございます。以上です。質疑を終わります。

○議長（森田義雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） ほかにないようですので、これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 58 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 7 号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 59 号 令和 5 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 59 号 令和 5 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 60 号 令和 5 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 60 号 令和 5 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 61 号 令和 5 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 61 号 令和 5 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 62 号 令和 5 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 62 号 令和 5 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 63 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 63 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 4 議員提出議案の上程 質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第 4 議員提出議案の上程 質疑 討論 採決となっております。

議員提出議案第 2 号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

○9 番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9 番（川野伸一君） 議員提出議案第 2 号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 7 日提出 嘉島町議会運営委員長 川野 伸一

嘉島町議会議長 森田 義雄 様

提案理由 令和 5 年の人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるためこの条例を提出するものであります。詳細につきましては別紙を参考にいただき、ご審議願いますよう、よ

ろしくお願ひします。

○議長（森田義雄君） 以上で提出者の説明を終わります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第 2 号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 5 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第 5 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 121 条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員の派遣については、お手元に配付のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました、事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 7 益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙

○議長（森田義雄君） 日程第 7 益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員に、園田 義宣議員を指名します。お諮りします。

ただいま、議長が指名しました園田 義宣議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、園田 義宣議員が益城・嘉島・西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました。園田 義宣議員が議場におられますので本席から会

議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。ご承諾をお願いします。

○5 番（園田義宣君） 承諾いたします。

○議長（森田義雄君） ご承諾ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 8 御船地区衛生施設組合議会議員の補欠選挙

○議長（森田義雄君） 日程第 8 御船地区衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。御船地区衛生施設組合議会議員に、齊藤 進議員を指名します。お諮りします。

ただいま、議長が指名しました齊藤 進議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、齊藤 進議員が、御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました。齊藤 進議員が議場におられますので本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。ご承諾をお願いします。

○4 番（齊藤進君） 承諾します。

○議長（森田義雄君） ありがとうございます。しばらくお待ちください。

・・・・・・・・・・・・・・・・

追加日程第 1 同意案第 6 号 教育委員会の委員の任命について

○議長（森田義雄君） ただいま、町長から同意案第 6 号 教育委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第 6 号は、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。同意案第 6 号 教育委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第 6 号 教育委員会の委員の任命について、下記の者を嘉島町教育委員会の委員に任命したいので、同意を求めます。

記

氏名 西田 良一

生年月日 昭和 36 年 1 月 7 日生

令和 5 年 12 月 7 日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 教育委員会委員の西田良一氏が令和 5 年 12 月 6 日をもって任期満了となったので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めます。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は町長より提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第 6 号 教育委員会の委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された案件はすべて終了しました。会議を閉じます。これにて、令和 5 年第 4 回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 11 分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員